部活動を理由とする中学校の指定変更実施要領

綾瀬市教育委員会は、部活動を理由とする中学校の指定変更(以下、「部活動による指定変更」という。)の実施について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 この要領は、新中学1年生が、部活動を理由に入学する中学校を変更することにより、部活動の選択の幅が広がり、より充実した中学校生活を送れるようにすることを目的とする。

(対象者)

第2条 部活動による指定変更を利用できる者は、翌年度より新たに綾瀬市立中学校 に就学予定の者(以下、「就学予定生徒」という。)とする。

(条件)

- 第3条 就学予定生徒及び保護者から部活動による指定変更の申し立てを受けたとき、 綾瀬市教育委員会は、次の各号を全て満たす場合に、部活動による指定変更を認め るものとする。
 - (1) 現住所により指定される見込みの中学校に、希望する部活動がない又は廃部される見込みであること。
 - (2) 中学校入学後は希望した部活動に入部し、当該部活動を三年間継続する意思が 就学予定生徒に認められること。
 - (3) 希望する部活動を設置している中学校までの登下校方法及び安全面での配慮が確立されていること。

(学校の変更)

第4条 前条により部活動による指定変更が相当と認められた場合、就学予定生徒は、 希望する部活動を設置している中学校へ就学することができる。なお、希望する部 活動を設置している中学校が複数に及ぶ場合は、当該中学校への通学距離や通学方 法を考慮し、綾瀬市教育委員会が指定する。

(制度実施における制限)

第5条 特定の中学校又は部活動への希望が集中するなど、部活動による指定変更を 利用した入学者の増加により学校運営に支障が生じる恐れがあると判断された場合、

綾瀬市教育委員会は、必要と認められる範囲において人数制限の実施等必要な措置 を講じることができる。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、就学予定生徒が部活動による指定変更を利用する場合、学校生活に最大限配慮するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。
 - (1) 通学は、徒歩、バス及び保護者による送迎のいずれかをもって行う。
 - (2) 災害発生時等緊急の対応が必要な場合は、保護者が学校までの送迎を行う。
 - (3) その他、中学校を変更することで生じる登下校上の安全確保や身体的負担に配慮する。

(確認書の提出)

- 第7条 部活動による指定変更を利用して就学する中学校を変更する場合、就学予定生徒及び保護者は、確認書(別記様式)を綾瀬市教育委員会へ提出しなければならない。なお、確認書の提出は綾瀬市学校教育法施行細則第7条第1項による就学すべき学校の指定変更申立書の提出に併せて行う。
- 2 前項に規定する確認書を正当な理由なく提出しない者は、第3条及び第4条の 規定にかかわらず、部活動による指定変更を行うことができない。

(入部の報告)

第8条 校長は、部活動による指定変更を利用して入学した生徒の部活動の入部状況を、綾瀬市教育委員会へ報告する。

(生徒指導等)

第9条 部活動による指定変更を利用して入学した生徒が、部活動からの転部又は 退部を希望する場合、在籍する中学校の校長は部活動の継続について当該生徒へ の指導を行う。

(転部又は退部時の取扱い)

- 第10条 前条の規定による指導を行ったにもかかわらず、生徒が本人の意思により部活動から転部又は退部したときは、現住所により本来指定されるべき中学校へ速やかに転学する。ただし、在籍する中学校の校長が次の各号に該当すると認める場合はこの限りではない。
 - (1) 部活動からの転部又は退部の理由が、生徒本人の責任ではないものと認められる場合

- (2) その他継続して就学することを相当と認めた場合 (申請方法等)
- 第11条 部活動による指定変更についての申請方法等は、別に定める。 (その他)
- 第12条 部活動による指定変更の実施及び運用において問題が生じた場合は、教育委員会において協議し、その決定内容について小・中学校校長会の意見を求める。また、制度を見直す場合においても同様とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。 (部活動を理由とする学校の変更の取扱い要領の廃止)
- 2 部活動を理由とする学校の変更の取扱い要領(平成16年10月27日施行)は 廃止する。

確認書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市教育委員会

住所 保護者氏名 就学予定生徒氏名

部活動による指定変更制度の利用にあたり、制度の趣旨を理解し、次のとおり確認します。

- 1 中学校への入学後は、希望した部活動に入部する。
- 2 入部した部活動は、生徒の責めに帰さない事由がない限り継続する。
- 3 部活動を転部又は退部した場合は、現住所により本来指定されるべき中学校へ速やかに転学する等の綾瀬市教育委員会の指示に従う。